

有効期限に注意！

大山町個人用住宅等改善助成事業に  
ともなうお買物券について

この箇所に押印されている期日が  
有効期限です。

当事業は個人住宅の新築、  
改築、改修等に対して、工事  
額の15%をお買物券で助成  
する（上限一世帯あたり15万  
円まで）事業です。

交付されるお買物券の有効  
期限は、交付された日から  
6ヶ月間です。券には個々に  
有効期限が記入されています  
ので、期限までにお使いくだ  
さい。

なお、期限が過ぎたお買  
物券は、使用できませんので、  
十分にご注意ください。

◆問い合わせ先

観光商工課

☎0859-53-3110



## 米子税務署からのお知らせ

平成23年分**消費税及び地方消費税**の確定申告の相談及び申告書の受付は、

**平成24年4月2日（月）まで**です。

※ 土・日・祝日は税務署の閉庁日であり、申告の相談及び窓口での申告書の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

ただし、申告書は、郵送等または税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

◎平成21年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合は、  
**平成23年分の消費税の確定申告が必要です。**

平成23年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成21年分の課税売上高が1,000万円を超えていれば申告の必要がありますのでご注意ください。



確定申告に関する問い合わせ先

**米子税務署** ☎0859-32-4121